

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-1

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
		該当なし													

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式3-2

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
	該当なし														

（注1）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
		該当なし													

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
	該当なし														

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	会費	160,000	年会費100,000円 ※2名以上登録の場合、 2人目以降は60,000円	令和5年5月17日	業務上必要となる知識や習得のため。	公社	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人国際湖沼環境委員会	9160005008337	助成金	7,800,000		令和5年4月28日 令和5年10月17日 令和6年3月15日		公財	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	公益社団法人 日本国際民間協力会	3130005012198	助成金	6,000,000		令和5年4月28日		公社	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人黒潮生物研究所	1490005002561	助成金	7,500,000		令和5年4月28日 令和5年10月17日 令和6年3月15日		公財	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	公益財団法人 公害地域再生センター	8120005014744	助成金	5,100,000		令和5年4月28日 令和5年10月17日 令和6年3月15日		公財	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	公益社団法人 大阪自然環境保全協会	9120005015163	助成金	2,000,000		令和5年4月28日 令和5年10月17日 令和6年3月15日		公社	国認定

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。